

芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託

プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、芦屋港ボートパーク維持管理等業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務委託に最も適した事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託

(2) 業務内容

別紙「芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 提案上限額

本業務委託の上限額は、次のとおりです（消費税及び地方消費税額を含む）。

- ・令和8年度 15,000,000円
- ・令和9～10年度 66,000,000円

なお、法令に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結できるものであることから、予算が保証されているものではありません。ついては、翌年度以降における歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができます。

(5) 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

(6) 委託料の支払

委託料は四半期ごとの支払いとし、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うこととします。

3 参加資格の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とし
ます。また、参加にあたっては、複数の事業者又は団体等による共同企業体とし
ての参加も可能とします。その場合、共同企業体の全構成員が、次のすべての要件
を満たすものとします。なお、共同企業体の場合は、代表構成員を定め、各構成員
の役割を明確にしたうえで応募してください。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書提出時において、芦屋町指名停止等措置要領（平成9年6月1日施行）による指名停止期間中でないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとします。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立て。
- (4) 次の事項に該当しないこと。
 - ア 法人の代表者又は役員等が、芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者（以下、「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与していると認められる法人。
 - イ 法人の代表者又は役員等が、自己自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしたと認められる法人。
 - ウ 法人の代表者又は役員等が、暴力団等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人。
 - エ 法人の代表者又は役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。

4 参加資格の喪失

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザルに係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とします。

- (1) 前条に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合
- (2) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 参加者が指定された選定委員会の開始時間までに到着しないとき

5 実施スケジュール

期間等	手続き等
令和8年6月17日（水）正午まで	現地見学会参加申込期限
令和8年6月22日（月）～23日（火）	現地見学会
令和8年6月26日（金）正午まで	質問書提出期限
令和8年7月9日（木）正午まで	参加申込書・企画提案書等提出期限 ※受付後に順次警察照会を実施
令和8年7月21日（火）	1次審査（書類審査）結果通知 ※参加申込事業者が5社以上の場合実施
令和8年7月29日（水）	2次審査（プレゼンテーション審査）
令和8年8月3日（月）予定	優先交渉権者決定・結果通知

6 必要な資料の配布

配布資料	<ul style="list-style-type: none">・ 芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託仕様書・ 芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託プロポーザル実施要領・ 現地見学会申込書（様式1）・ 参加申込書（様式2）・ 事業者概要書（様式3）・ 同意書（様式4）・ 実績調書（様式5）・ 業務実施体制表（様式6）・ 見積書（様式7）・ 共同企業体構成書（様式8）・ 再委託業務予定調書（様式9）・ 質問書（様式10）・ 辞退届（様式11）
配布方法	<ul style="list-style-type: none">・ 芦屋町ホームページに掲載

7 現地見学会

募集にあたって、次のとおり現地見学会を開催します。

- (1) 開催日
令和8年6月22日(月) 午後2時から1時間程度を予定
令和8年6月23日(火) 午後2時から1時間程度を予定
- (2) 受付期限
令和8年6月17日(水) 正午まで
- (3) 申込方法
「現地見学会参加申込者(様式1)」により、問合せ先まで電子メールにて提出してください。(送信先アドレス: kowan@town.ashiya.lg.jp)
※電子メールの件名は「【事業者名】芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託(現地見学会)」としてください。
※電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡してください。
- (4) その他
ア 本プロポーザルへの応募は現地見学会への参加に関わらず可能です。現地見学会に参加しなかったことにより審査が不利になることはありません。
イ 公募要項等に関する質問は、応募者の公平性の観点から、以下に示す「8 質問の受付及び回答」により実施することとしているため、現地見学会当日は質疑応答の時間は設けません。
ウ 現地見学会当日は公募要項等を配布しないため、各自持参してください。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付は次のとおりとします。

- (1) 提出期限
令和8年6月26日(金) 正午まで
- (2) 提出方法
「質問書(様式10)」により、問合せ先まで電子メールにて提出してください。(送信先アドレス: kowan@town.ashiya.lg.jp)
※電子メールの件名は「【事業者名】芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託(質問書)」としてください。
※電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡してください。

(3) 質問書に対する回答

質問者を伏せ、令和8年6月30日（火）までに芦屋町ホームページにおいて公表する予定です。なお、質問の回答が本実施要領、仕様書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって本実施要領、仕様書等の内容に変更があったものとします。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、期限までに次の書類を提出してください。なお、提案に係る費用については、提案者の負担とします。

(1) 提出書類

	提出書類	部数
1	参加申込書(様式2) ※要押印	1部
2	事業者概要書(様式3) ※事業者パンフレット等があれば添付してください。	1部
	法人の履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のものに限ります。 ※原本又は写し（コピー）を提出してください。	1部
	直近年度の納税証明書 ※法人税、消費税及び地方税に係る納税証明書、本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書（完納証明書可） ※納税証明書は、法人の主たる事務所に係る原本又は写し（コピー）を提出してください。	1部
3	同意書(様式4) ※履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の「役員に関する事項」に記載されている役員（代表者を含む）全員を記入してください。 ※要押印	1部
4	実績調書(様式5) ※過去10年間に完了又は継続中の業務について記載してください。 ※実績を示す資料を添付してください（契約書の写し、テクリス登録内容確認書等、業務実績が確認できるもの）。	8部
5	業務実施体制表（様式6） ※両面印刷で作成してください。	8部

	提出書類	部数
6	<p>見積書（様式7）</p> <p>※見積書の経費内訳については、本業務の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）を記載し、できるだけ具体的に記載してください。</p> <p>※本業務は長期継続契約であるため、年度別の業務内容ごとに積算を行い、内訳を明示してください。</p> <p>※要押印</p>	1部
7	<p>企画提案書（任意様式）</p> <p>※表紙には表題として「芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託企画提案書」と記載してください。</p> <p>※企画提案書は、表紙・目次を除き20ページ以内（両面10枚）とし、ページ番号を付けてください。</p> <p>※A4縦版・横書き・左綴じ・両面印刷を原則とし、図表や工程表等で必要な場合に限りA3判を折り込み（Z折り）として構いません。</p> <p>※文字サイズは10ポイント以上とします（図表中の文字を除く）。</p> <p>※別紙に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記載してください。</p> <p>※可能な限り簡潔で分かりやすい記載とし、専門用語や略語を用いる場合は注釈を付すなど、一読して理解しやすい内容としてください。また、必要に応じて図表やイメージ等を用いてください。</p>	8部
8	<p>共同企業体構成書（様式8）</p> <p>※共同企業体で応募する場合は、事業者ごとに事業者概要書（様式2）、同意書（様式3）、法人の履歴事項全部証明書、直近年度の納税証明書を提出してください。</p> <p>※共同企業体での参加でない場合は提出不要です。</p>	1部
9	<p>再委託業務予定調書（様式9）</p> <p>※再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先の事業者概要書（様式2）、同意書（様式3）、法人の履歴事項全部証明書、直近年度の納税証明書を提出してください。</p> <p>※再委託の予定がない場合は提出不要です。</p>	1部

(2) 提出方法

ア 提出期限

令和8年7月9日(木)正午まで

イ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期限必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は信書扱いできるものとします)で書面にて提出してください。

ウ 提出先

「15 問い合わせ先」参照

エ 留意事項

- ・提出期限以降の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。
- ・提案書等の作成・提出等一切の経費は、提案者の負担とします。また、提出書類は返却しません。

10 提案書等の無効について

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等は無効とします。

- (1) 提出書類、プレゼンテーション等に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 提案上限額を超えた参考見積書が提出された場合
- (3) 「3 参加資格の要件」に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などが認められた場合

11 選定方法について

選定にあたり、芦屋町職員等で構成された「芦屋港ボートパーク維持管理等業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」を設置します。別紙に定める「プロポーザル審査評価基準書」に基づき、1次審査(書類審査)は事務局、2次審査(プレゼンテーション審査)は選定委員会が審査を行い、参加事業者に順位をつけて優先交渉権者を選定します。なお、審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(1) 1次審査(書類審査)【評価者：事務局】

- ア 参加者が5者以上となった場合、提出した書類に基づく書類審査を実施し、上位4者程度を2次審査対象者として選定します。また、当該結果については、全事業者へ参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知します。
- イ 書類審査を実施する場合は、令和8年7月21日(火)までに結果を電子メールで通知します。なお、書類審査を行わない場合もプレゼンテーション日時及び場所を通知します。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）【評価者：選定委員会】

プレゼンテーション審査による選考を行い、選定委員会において参加事業者に順位をつけて優先交渉権者を選定します。なお、企画提案書を提出した参加事業者が1者のみの場合であっても審査は実施します。

ア 開催日

令和8年7月29日（水） 予定 ※時間については別に通知します。

イ 会場

芦屋町役場 庁内会議室 予定

ウ 発表時間等

準備時間5分、説明時間20分以内とし、15分程度の質疑応答時間を設けます。なお、プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とします。

エ 内容

提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施します。なお、提出した企画提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めません。

オ 参加人数

説明者を含めて4名以内とします。

カ 使用機器

プレゼンテーションの方法については、特に指定しません。説明用のプロジェクター及び接続ケーブル（HDMI）、スクリーン、延長コードが必要な場合は、事務局で用意しますので、希望者は事前に申し出てください（持参も可）。その他に必要な機器等がある場合は、事業者にて準備してください。

(3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション審査を受けたすべての参加者に文書にて通知します。また、芦屋町ホームページにて公表するものとしますが、優先交渉権者以外の参加者名は掲載しないこととします。

1.2 契約等

審査結果において、優先交渉権者に選定された者と協議を行いますが、双方協議のうえ、提案内容の一部について変更ができるものとします。優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、又は参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与えます。

1 3 再委託

受託者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

ただし、本業務の一部を再委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した「再委託業務予定調書（様式9）」を芦屋町に提出してください。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が参加資格の要件を満たしていることにご留意ください。

1 4 その他

- (1) 本プロポーザル実施後、1次審査、2次審査ともに、審査に対する異議の申し立ては受け付けません。
- (2) 提出書類は、事業者選定の目的以外に、提案者に無断で使用しません。また、提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は情報公開の際に複製を作成することがあります。
- (3) プロポーザル方式による事業者選定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、芦屋町情報公開条例(昭和61年12月26日条例第38号)に基づき、本件に係る情報開示請求があった場合、提出書類を公開できるものとします。ただし、契約締結前においては公開しません。
- (4) 提出した書類に記載した技術者は変更できないものとします。ただし、病休・死亡・退職等きわめてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を再配置し、かつ本町の了解を得てください。
- (5) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を事務局宛てに書面で提出してください。
- (6) 電子メールなどの不着などの通信事故については、本町はいかなる責任も負いません。

1 5 問い合わせ先

- | | |
|--------------|--|
| (1) 担当部署 | 芦屋町役場 芦屋港活性化推進室 事業推進係 |
| (2) 住所 | 〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号 |
| (3) 電話 / FAX | 093-223-3550 / 093-223-3927 |
| (4) E-mail | kowan@town.ashiya.lg.jp |

(別紙) プロポーザル審査評価基準書

審査区分	評価項目	評価の視点	配点
プレゼンテーション審査	業務目的及び施設特性の理解	芦屋港ポートパークの設置目的及び施設特性を十分に理解し、利用者サービスの向上や効率的な施設運営に向けた考え方が明確であり、本業務の目的達成に資する提案となっているか。	5
	係留船募集支援	係留船募集に関する提案が具体的であり、利用者確保や施設の円滑な開業に向けた効果的な支援が期待できる内容となっているか。	10
	利用規約及び運用マニュアル策定支援	施設利用ルールの整備や運用マニュアルの策定支援について、施設の安全性、公平性及び利便性を確保できる提案となっているか。	10
	人員配置体制	業務を安定的かつ継続的に実施するための人員配置体制が確保されており、船舶に関する知識及び実務経験を有する人材の配置など、適切な運営体制が構築されているか。	10
	維持管理計画	施設の点検、清掃、除草その他維持管理業務について、施設の安全性及び快適性を維持できる具体的かつ実効性の高い計画となっているか。	10
	利用者対応及び運営体制	利用者からの問い合わせ対応、使用料収納、個人情報管理及び苦情対応等について、利用者目線に立った適切なサービス提供体制が構築されているか。	5
	安全管理体制	出入港管理、緊急時対応、防火防犯対策及び事故防止対策について、安全かつ安心な施設運営を実現できる体制が整備されているか。	10
	施設サービス向上及び賑わい創出に資する事業	年1回以上の事業企画が提案されており、経費負担が妥当なものとなっているか。	10
	自主事業提案	施設の利用促進や賑わい創出につながる自主事業が提案されており、過度な営利を目的としたものになっていないか。	10
書類審査	同種業務実績	自社で係留施設や魚釣施設等を運営しており、本業務を適切に遂行できる経験及びノウハウを有しているか。	5
	自治体施設管理実績	係留施設や魚釣施設、その他公共施設等の管理運営実績を有し、本業務を適切に遂行できる経験及びノウハウを有しているか。	5
	価格評価	価格評価点 = 10 点 × (最低提案価格 / 当該提案価格)	10
配点計			100